

■教育行政のポイント

免許更新制と“10年経験者研修”

菱村 幸彦

昨年12月24日、文部科学省の検討会議から「教員免許更新制度の改善について(中間取りまとめ)」が公表された。中間取りまとめでは、免許更新制の枠組みや内容の改善について具体的な提言を行っているが、もう一つ、10年経験者研修との関係の整理について取り上げている。で、ここでは後者の10年経験者研修の問題を取り上げる。

二重負担をどう調整するか

2009年、民主党政権が発足したとき、明日にも免許更新制が廃止されるかのような空気が広がった。しかし、結局、免許更新制はそのまま存続し、教育制度としてほぼ定着した感がある。となると、10年経験者研修との関係が問題となる。

実は、免許更新制の導入の段階から、10年経験者研修との関係が問題とされた。例えば、免許更新制を定める教育職員免許法の改正に際し、国会は、「現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に10年経験者研修の在り方について検討すること」という附帯決議を行っている。

で、文科省は、免許更新制の施行通知において、教育委員会に対し、10年経験者研修の校外研修期間を5日間程度短縮することや、更新講習を現職研修として位置付けること等を考慮することを要請した。

文科省通知を踏まえて、一部の都道府県等の教育委員会は、①10年経験者研修の校外研修日数を削減する、②更新講習の受講を10年経験者研修の一部受講として認める、③教育委員会が10年経験者研修の一部を更新講習の認定を受けて実施する、④本人の申請により10年経験者研修の受講時期を猶予する——等の措置をとった。

しかし、10年経験者研修と更新講習には制度上の趣旨や目的が異なること、あるいは更新講習は個人

の責任で受講すべきものという考え方から、10年経験者研修と更新講習について特段の調整を行っていない教育委員会も少なくない。

文科省調査によると、平成23年度に10年経験者研修と更新講習がダブった教員は18.4%だった。そうした教員からは、当然のことながら、夏季休業中も水泳教室等の教育活動や職員会議等の校務、教材研究等で忙しい中で、10年経験者研修と更新講習の両者を受講することは、二重の負担で大変だったという声があがっている。

当面は「特別の事情」条項を活用

では、受講者の負担感や重複感の解消を図るにはどうするか。中間取りまとめは、具体的な改善方策として、当面の対応と将来の措置に分けて提言している。

まず、当面の対応としては、「特別の事情」条項の活用を提言する。教育公務員特例法24条は、教員の在職期間が「10年(特別の事情がある場合には、10年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に」実施する旨を定めている。

そこで、10年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、当面、「特別の事情がある場合」として、任命権者が、10年経験者研修の実施時期を更新講習の受講時期と重ならないように計画することを提言している。

次いで、将来の措置として、教育公務員特例法の改正を提言する。すなわち、10年経験者研修の在り方について、その実施時期を一律に設定するのではなく、任命権者の判断で教職経験に応じた体系的な研修を行うことができるように、教育公務員特例法の改正を検討すべきであるとしている。

(ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

●校長が自ら選んだ「教師生活を通じて最も感動を呼んだ講話」56編！

『心を揺さぶる校長講話』

【編集】向山行雄(前全国連合小学校長会会長) A5判・204頁／定価2,310円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)